## 『新プリメール民法 2 物権・担保物権法』 初刷補遺

本書初刷刊行以降に相続法改正(「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」平成30年法律第72号)が成立した。民法899条の2の新設にともない、本書で関連する箇所を以下のように補足しておく。 2020年1月

・61頁から始まる「**11共同相続と登記**の最終段落のあとに以下の文章を挿入。

2018 (平成30) 年に成立した民法 (相続関係) 改正により、899条の2が新設された。同条1項は、共同相続による権利承継においても、「遺産分割によるものかどうかにかかわらず、」法定「相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と定める。それは、上記の判例をただ明文化しただけという規定の仕方ではなく、以下に検討する諸問題にも波及的に影響しないではいない(たとえば、「特定財産承継遺言」と登記の関係)。しかし、どこまでその影響が及ぶのかは自明でない。ここでは、読者の注意を喚起するにとどめる(→新プリメール民法5「第2版〕第10章を参照)。

## ·64頁

「『相続させる』旨の遺言」は、新設された1014条2項の用語に合わせ、**4** の見出しを含めて「特定財産承継遺言」に改める。